

## さいたま市教育委員会開発行為等の申請に伴う協議要綱

平成21年6月30日教育長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、開発行為等を行う者がさいたま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と行う協議について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条若しくは第6条の2の規定による建築確認を要する建築物若しくは同法第18条第2項の規定による計画通知を要する建築物を建築する行為又は都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物を建設する行為をいう。
- (3) 開発行為等 開発行為及び建築行為をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、開発行為等の区域面積が500平方メートル以上の規模のものに適用する。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

### (開発行為等を行う者の責務)

第4条 開発行為等を行う者は、良好な教育環境を確保するよう努めなければならない。

### (協議申出書の提出)

第5条 開発行為等を行う者は、教育委員会と協議を行う場合は、開発行為等の申請に伴う協議申出書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。また協議した内容を変更する場合同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による協議が終了したときは、開発行為等の申請に伴う事前協議済書（様式第2号）を作成し、当該協議の申出をした事業者に通知するものとする。

### (児童生徒の増加に伴う措置)

第6条 開発行為等を行う者は、開発行為等に伴い児童生徒が著しく増加する場合は、教育委員会と協議の上、計画戸数、入居時期等を変更するものとする。

2 開発行為等を行う者は、開発行為等に伴う児童生徒の増加により通学区域が変更され、又は変更されることが予定される場合は、パンフレットへの記載、入居者説明会における説明等により、その旨広く周知を図るものとする。

(学校用地の確保)

第7条 開発行為等を行う者は、教育委員会と協議の上、次に定めるところにより学校用地を確保するものとする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 小学校用地 計画戸数4000戸ごとに小学校1校分の学校用地

(2) 中学校用地 計画戸数8000戸ごとに中学校1校分の学校用地

2 前項の学校用地は、対象事業区域又はその周辺にある、1辺以上が幅員9m以上の公道に面した、平坦かつ整形な土地でなければならない。

3 開発行為等を行う者と同一の者が、対象事業区域に隣接した区域で開発行為等を行う計画がある場合又は従前の対象事業区域に隣接した区域で従前の開発行為等の完了日から1年以内に\_新たな開発行為等を行う場合には、それらを一の開発行為等とみなし、前2項の規定を適用する。

(通学路の安全確保)

第8条 開発行為等を行う者は、開発行為等に伴う工事車両が通学路を通行する場合は、教育委員会と協議の上、次の措置をとるものとする。

(1) 工事車両の通行は、通学時間帯を避けること。

(2) 必要に応じ、警備員等を配置すること。

(3) 前2項の定めるもののほか教育委員会が必要と認めること。

(児童生徒数等の報告)

第9条 開発行為等を行う者は、教育委員会から依頼があった場合は、速やかに当該開発行為等に伴い増加する見込みの児童生徒数等を報告するものとする。

(文化財の保護)

第10条 開発行為等を行う者は、事前に対象事業区域及びその周辺に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく国指定文化財等、埼玉県文化財保護条例

(昭和30年埼玉県条例第46号)に基づく県指定文化財又はさいたま市文化財保護条例(平成13年さいたま市条例第137号)に基づく市指定文化財が存在するか確認し、存在する場合は、その取扱いについて事前に教育委員会と協議するものとする。

2 開発行為等を行う者は、事前に対象事業区域における埋蔵文化財包蔵地の該当の有無を確認し、該当する場合は、その取扱いについて事前に教育委員会と協議するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。